

知って得する賃貸住宅経営

2008.12.1号

新相続税～遺産分割次第で相続税の総額が変わる

これまでの相続税の計算方法は、遺産総額と法定相続人の数、法定相続割合によってまずいったん相続税の総額を算出し、その後に実際に相続によって取得した財産の額に応じて、この相続税の総額を各相続人に配分するという計算プロセスを取っていました。ですから、誰がどのような割合で相続しようと、支払う相続税の総額は変わりません。

しかし、すでにお伝えしている通り、相続税法の改正が検討されています。個々の相続人が相続した額に応じて、負担すべき相続税の額を直接計算する方式に変更される予定です。つまり、誰がどのような割合で相続するかで、支払う相続税の総額が変わります。

この結果、遺産にかかる相続税の総額を算出するというプロセスは必要なくなるのですが、やはり相続人全員でいくらの相続税を負担することになるのかは、相続税対策という観点からは、大変重要なことです。特に今回予定されている相続税の計算方式では、遺産分割の仕方によって相続人全員で負担することになる相続税の総額に違いが出ますので、かえってその重要度は増すといえるでしょう。

★具体的に計算してみましょう

例) 遺産総額 2億円
法定相続人 子供2人

～現行法～

まず相続税の総額を計算します。

$$\begin{aligned} &2\text{億円} - \underline{7,000\text{万円}} = 1\text{億}3,000\text{万円} \\ &\quad\quad\quad\text{基礎控除} \\ &1\text{億}3,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 6,500\text{万円} \\ &\quad\quad\quad\text{法定相続割合} \\ &6,500\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = \underline{1,250\text{万円}} \\ &\quad\quad\quad\text{1人当たりの相続税の額} \end{aligned}$$

よって、相続税の総額は

$$1,250\text{万円} \times 2\text{人} = \mathbf{2,500\text{万円}}$$

～改正案1 子供2人が1億円ずつ相続したとき～

比較の都合上、相続税率は現行と変わらず、かつ起訴控除が各人ごとに3,500万円であると仮定します。

改正案では相続した額によって各人ごとに相続税額を計算します。

$$\begin{aligned} &1\text{億円} - \underline{3,500\text{万円}} = 6,500\text{万円} \\ &\quad\quad\quad\text{基礎控除} \\ &6,500\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = \underline{1,250\text{万円}} \\ &\quad\quad\quad\text{子供Aの相続税の額} \end{aligned}$$

子供Bも同額の1億円を相続するので、相続税額も同額の1,250万円。よって相続税の総額は

$$1,250\text{万円} \times 2\text{人} = \mathbf{2,500\text{万円}}$$

このケースは法定相続割合と同じ割合で相続していますので、結果的に相続税の総額は現行法と同額になります。

～改正案2 子供Aが1億5,000万円 子供Bが5,000万円相続したとき～

子供A

$$\begin{aligned} &1\text{億}5,000\text{万円} - \underline{3,500\text{万円}} = 1\text{億}1,500\text{万円} \\ &\quad\quad\quad\text{基礎控除} \\ &1\text{億}1,500\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万円} = \underline{2,900\text{万円}} \\ &\quad\quad\quad\text{子供Aの相続税の額} \end{aligned}$$

子供B

$$\begin{aligned} &5,000\text{万円} - \underline{3,500\text{万円}} = 1\text{億}1,500\text{万円} \\ &\quad\quad\quad\text{基礎控除} \\ &1\text{億}1,500\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = \underline{175\text{万円}} \\ &\quad\quad\quad\text{子供Bの相続税の額} \end{aligned}$$

よって、相続税の総額は

$$2,900\text{万円} + 175\text{万円} = \mathbf{3,075\text{万円}}$$

このように、同じ2億円の相続でも、改正案1と2では575万円も納税額に差が出てしまいます。日本の相続税率は超過累進税率を適用していますので、これが今回の改正で変わらないとすれば、税率構造や基礎控除が現行を維持したとしても、法定相続割合と異なる割合で遺産分割が行われた場合、むしろその方が一般的なのですが、相続税の総額は基本的に増加するということになります。